

融資者責任に関する一試論

よこ た ひろ み
横 田 裕 美

一 序論

融資者責任という言葉は、1980年ころからアメリカでクローズアップされた Lender Liability に端を発し、最近では、日本における金融機関の責任を論じる場合にも使われている。

アメリカで Lender Liability が論議を呼んだのは、やはり、「融資した者」あるいは「融資しようとした者」が責任を問われるという、一見不合理な結論であったが、法的根拠は、コモンローと制定法にある¹⁾。コモンロー上の責任とは、つまり既存の法理によるものであり、取引関係における金融機関の責任が加重されるわけではない。これに対して、制定法上の責任は、たとえば、CERCLA では、金融機関が担保として取得した土地が汚染されていた場合に、土地所有者として汚染除去の負担を負うことがあり、また、RICO では、融資先が不公正な取引を行った場合に、その事業に荷担したとして責任を負うことがありえ、金融機関が融資先の事業をどの程度把握し、関与・管理していたかによっては、思わぬ負担を強いられることになる。こうしたアメリカにおける金融リスクについては、既に多くの論文が発表されているが²⁾、我が国においても金融機関の責任が問われる判決が出されるなど、我が国の法制に適合した解決の必要性が顕在化してきている。

そこで、本稿では、我が国における金融機関の融資をめぐる責任につい

て、若干の考察を試みたい。

二 融資契約と金融機関の責任の概要

1 融資は、交渉段階から実行、回収まで、何段階かの手続きを経るのが通常である。そこで、まず、どの段階で、どのような法律関係が生じるかを概観する。

2 融資交渉段階

金融機関³⁾が債務者に対して行う融資は、民法上は金銭消費貸借（民法587条）にあたる。条文上、債務者が融資先から「金銭其他ノ物ヲ受取ル」ことによって成立するとされ、要物契約であるが、通説は、消費貸借契約を要物契約とすることに合理的理由はないとし、無名契約の一種としての諾成的消費貸借を認める。さらに、金銭授受に先立ち、契約証書が作成される場合には、一般に諾成的消費貸借契約を認めるとしている⁴⁾。後述する判例のいくつか（①、②など）も、消費貸借契約の成立時期に関して、諾成的消費貸借契約を認めることを前提とする判断を行っている。また、民法589条は、金銭等の授受が行われる前にも、消費貸借の予約が可能であることを前提としており、金融機関と債務者との融資交渉中でも、金銭消費貸借の予約があったとされる場合もある。

融資実行より早い時期に、融資契約の成立もしくは予約が認められる結果、金融機関は、融資契約もしくはその予約に基づく融資実行義務を負い、融資拒絶が債務不履行になるとされることがある。

ただ、融資実行前に諾成的消費貸借契約等が認められるためには、融資の申し込みに対して、金融機関が承諾と目されるような何らかの行為を

行っていることが必要とされるので、融資拒絶がすなわち債務不履行というわけでないのは、当然である⁶⁾。

融資契約交渉が持たれたが、結局契約成立には至らず、融資が実行されなかった場合には、契約締結上の過失が問題とされうる⁶⁾。

融資拒絶及び契約締結上の過失は、いずれも、融資が実行されなかった場合に問題とされる。

この段階では、金融機関と債務との間に特有の問題は見あたらない。

3 融資契約成立段階

融資契約が成立し、融資が実行されると、以後は債務者の返還債務が残るだけである。しかし、融資契約成立に際し、金融機関の説明が不十分であったために債務者が損害を被ったとして、金融機関が損害賠償責任を負うとされたり、契約内容の説明が不十分であり、契約そのものが錯誤無効とされる場合がある。これらは、金融機関の説明義務といわれる問題であるが、これについては、近時の金融商品の多様化に伴い、消費者問題として争いが増加している。その背景には、銀行が扱う商品の勧誘・販売に関して、保険会社（保険募集の取締に関する法律）や証券会社（公正慣習規則）におけるような規制の法律等がないことが上げられ、現在、新たなガイドラインの構築が急務となっている⁷⁾。説明義務の根拠については、信義則上の付随義務である、あるいは成立に向けての本旨であるなど、諸説があるところ、「金融商品」を販売する際に売り主に課される義務であるから、基本的には「物品」を販売する際のそれと同じである。ただ、販売するものが「金融商品」であることと、金融自由化により「独自商品」の開発が可能となったことで、商品内容が複雑化し、買い手が商品を理解するためにはある程度の知識が必要となったために問題が生じていると思わ

〔論 説〕

れる。

そのほか、争いはあるものの、金融機関には担保適正評価義務があるとされ、その義務違反は錯誤無効の要因となったり、債務不履行を構成したりするとされる⁹⁾。

この段階では、金融機関の説明義務の具体的内容が問題となるほか、金融機関に特有の担保適正評価義務の適否、内容が問題とされるなど、固有の問題があらわれてくる。

4 管理・回収段階

融資が実行されれば、金融機関の債務の履行は果たされ、借主の債務が残るだけであることから、この段階でいわば力の不均衡が表面化し、独占禁止法等の適用が問題となる。たとえば、融資実行後に融資先の業績が悪化した場合、債権の確保を目的として金融機関が融資先に人を派遣し、業績の立て直しを図ったり、業務計画に介入して、より利益を上げさせ、回収を確実にしようとすることがあるが、金融機関のこのような行為が、独占禁止法2条9項、公正取引委員会告示15号（不公正な取引方法）14項の「優越的地位の乱用」にあたりとされた事例がある（公取委勧告審決昭和28年11月6日、14項⑤の役員選任条件付取引とされた事例）。また、歩積・両建預金が独禁法違反とされた事例（最判昭和51年9月28日、金法833号31頁）などもある⁹⁾。

さらに、人員派遣先の会社が倒産した場合や、不正行為を行っていた場合には、経営関与の形態によっては、金融機関が倒産会社とともに、その債権者に対する債務を負わされたり、不正行為の関与者としての責任などを問われることもありうる。

融資実行後、金融機関が債務者に対して行う経営関与や業務立て直しの

ための様々な提案は、債権回収確保のためであると同時に、債務者のために倒産等の事態を回避することをも目指していると思われる。金融機関の融資後のこのような行為を債務者が受け入れるのは、あくまでも相互の特別な信頼関係に基づくものであるべきである。その意味で管理・回収段階における金融機関と債務者との関係は金融取引特有のものであるといえよう。

5 不法行為責任

金融機関が金融取引に際して相手方に何らかの損害を与えた場合、契約関係があれば、契約上の義務違反が問題となり、それと同時に不法行為の成否も問題になりうる。契約関係がなかったとされたときにも、不法行為責任が問われることがある。不法行為責任としては、行為者である会社や個人の709条責任、会社等の使用者責任（715条）、複数の関与者がいる場合は、共同不法行為（719条）などが考えられる。

金融機関あるいはその被用者が融資に関連して行った行為につき不法行為責任を負うかどうかは、契約成立の有無や融資実行の有無に左右されないが、結果回避義務の判断にあたり、契約交渉過程やその内容が考慮される。この義務は、一般的な結果回避義務ではなく、取引の相手に対して損害を与えないようにする義務であることから、取引的不法行為であるといわれるが、被用者が明らかな故意・過失により相手方に損害を与えたような場合には、むしろ通常的不法行為として捉えられるので、結局、金融機関の不法行為が成立しうる余地は非常に広いことになる¹⁰⁾。つまり、契約成立の前後、融資実行の前後にかかわらず成立しうるからである。

6 小括

金融機関の取引は多岐に亘り、これを統一的な基準で図るのは難しい。概観したように、金融機関特有の問題と、そうでない問題とが混在しており、またその峻別も困難である。さらに、行為の主体が「金融機関」という一つの枠でくくれるのに、膨大な数の取引を、これは一般的商取引上の問題、これは金融機関特有の問題、とすることは、かえって混乱をまねくだろう。

債権者・債務者間の法律関係を考えるに当たり金融機関に最も特徴的なのは、管理・回収段階における行為であるよう思われるが、それ以前の段階では、金融機関としての専門的知識や情報収集能力等を考慮しながら、契約法一般の議論を具体的にあてはめ、あるいは修正して検討していくべきであろう。

三 判例の状況

融資に関連して金融機関の責任が問題とされた判例は、最近になってやや増えてきているが、まだそれほど多くはない。しかし、金融機関の責任が認められた事案の中には、高額な賠償を命じるものもあり、判決の妥当性については慎重な検討を要する。

本稿では、融資契約の成否について判断した判例をとりあげる。

融資契約の成立を認めなかった判決は、そもそも契約が成立していないことを理由として、融資拒絶が債務不履行または不法行為に当たらず、損害賠償請求が棄却された事例と、融資契約が成立していないが、交渉準備段階に過失があったとして損害賠償請求が認容された事例とに分けることができる。

1 金融機関の責任を認めなかったもの

① 宮崎地都城支部判平成1・1・20（判タ733-118）

X 会社が、土地購入資金および会社運転資金調達のため、Y 信用金庫に融資を申し込んだが、融資がうけられず、その結果 X 会社が倒産したという事案。

判決は、X と Y 間で融資交渉を行っていたが、借り入れ申込書を提出していたり、Y 本部における審査がない以上、融資約束があったとはいえないとし、さらに運転資金につき、融資実行の前提行為である根抵当権設定は、Y 信用金庫の融資のための手続きではないとして、融資契約の成立を認めなかった。

② 東京高判平成41・4・13（金商826-20）

X 会社が、建設中のマンションとその土地購入資金の一部を調達する目的で、Y 銀行の支店に住宅金融公庫の保険つき融資を申し込んだが、融資を拒否され、その結果倒産したとする事案。

判決は、融資申し込みに対して、本部の決済がなく、融資に関する契約書や、委任状、手形徴収もなく、抵当権設定手続きも行われていなかったとして、融資契約の成立を否定し、債務不履行責任を認めなかった他、Y 銀行支店長等が X と長期融資についての折衝を行い、融資実現を本部に掛け合っていたとしても、本部決済がおりなかったことから、X に対し

〔論 説〕

て確定的な融資実現ができると欺罔したとはいえないとして、不法行為の成立も否定した。

③ 静岡地判平成1・9・28（金法1254-37）

X 会社が土地購入資金及び賃貸マンション建設資金調達の目的で Y 銀行の支店に融資申込をし、担当課長が本部決済を要することを説明したところ、融資が受けられると思い、土地売買契約を結んで手付金も支払ったが、融資が受けられず、土地売買契約を解除されたため、手付金が返ってこなかったので、債務不履行による損害賠償請求をした事案。

判決は、本件融資については営業店のみで実行の可否を判断することはできず、本部の稟議を要する案件であり、稟議がなかったこと、融資に対する借入申込書、契約書等が作成されておらず、担保不動産の権利証や担保設定のための委任状も提出されていないことなどを理由として、融資契約の成立を否定した。

いずれも、融資拒絶による金融機関の責任を認めなかった事例である。これらの理由として、融資契約の成立が認められるためには、本部の稟議や決済を必要とすること、契約書などの書面が作成されることを要とする。一定以上の金額の融資には、本部の決済や稟議が必要であることは、いわば通例とされるが、本部決済等を要する案件なのかどうかの基準は、金融機関内部の取り決めであるから、融資契約に際しては、金融機関は決済権がどこにあるのかを明示しておく必要があるということになる。したがって、上記の事案は、いずれも金融機関か借主に対して決済権を明示

していると判断されたと評価できよう。

2 金融機関の責任を認めたもの

④ 大阪地判平成2・10・12（金法1280-34）

ごく簡略に事案を説明すると、次のようになる。Xが、手形決済資金にあてる目的で、Y銀行に手形割引契約を申し込み、X代表者が融資のための前提として要求された保証約定書を入手して、Y銀行へ戻る途上に契約成立の一手手前であったのに、Y銀行は手形決済銀行であるZ銀行に対してその旨を伝えなかったため、手形が不渡りになり、Xが事実上倒産した事案。

判決は、まず本件手形割引契約は成立しておらず、契約準備段階にあったが、契約成立に極めて接近した段階に至っていたとした。そして一般に、契約締結を目指して交渉を始め、その交渉行為が進んで、交渉当事者に一定の信頼関係が生じるような段階に至った場合には、双方の間には、単なる一般市民の相互間における関係とは異なり、信義則の支配する法的関係が生じるものというべく、このような関係に立ち入った場合には、双方は互いに相手方の人格、信用、財産等を害ないように行動をなすべき信義則上の義務を負うというべきであるとし、Y銀行としては、少なくとも、Z銀行に対し、融資の実行可能性が高いことの具体的状況を正確に伝え、Xが戻るまでの暫くの間、不渡り処分の処理を待つよう求めるべき信義則上の義務の違反があったとして、Xの損害賠償請求を認めた。

損害額については、不渡りにより生じた財産的損害（逸失利益）として

(論 説)

1億5,000万円を認めたが、他方 X 側にも手形割引を希望すれば Y が直ちに割引いてくれると安易に考え、また追加担保の要求に対して担保価値の少ない物件を提示するなど、手形割引に係る折衝が手形決済期限に極めて切迫した時期に行われた原因となったとして、過失相殺の規定を類推し、90%の減額をした。さらに信用毀損に係る損害として、100万円を認め、計1,600万円とした。

この事例では、契約の成立は認めていないが、契約準備段階における信義則上の義務を認めている。特徴的なのは、契約成立に極めて接近していたとされたことである。まず決済日の午後2時すぎに人的担保により融資する合意がなされ、電話で保証人の意向も確認し、Yも割引金を準備し、X代表者らが保証人方へ出向き、その署名、押印を得てY銀行へ帰る間に、Zからの問い合わせに対してこの旨を告げなかったのである。

①～③と④との決定的な差は、金融機関が相手方に対して、一定の要件の下ではあるが、融資することを決定していた点にある。しかも本件では、相手方がその要件を満たして、金融機関に対してその旨も告げ、帰る途中であったのだから、契約はまだ成立していないが、まさにその直前であったと評価でき、金融機関の責任を認めた判決の結論は妥当であると思われる。

⑤ 東京高判平成6・2・1(金法1390-32, 原審東京地判平成4・1・27(金法1325-38))

X会社は、工場用地取得及び建設資金調達を目的として、Y銀行支店に融資申し込みをし、申し込み額の半額強の融資をうける約束をし、融資

証明書を交付されたが、Xは融資の増額を得るための駆け引きとして、Z銀行がY銀行からの既存の借入金の肩代わりをする可能性を示唆したところ、Y銀行はこれを融資申し込み撤回と受け止めたが、融資証明書の返還を求めず、さらに一部融資の話があったM銀行から、Y銀行が融資しない以上、融資には応じないといわれたため、再びY銀行に融資申し込みをしたところ、Y銀行担当者はこれをZ銀行からの融資が受けられるまでのつなぎ融資と理解して、県企業庁に同伴し、担当者に対し、間違いなく土地代金を送金すると答えたりし、その後つなぎ融資を断わり、X会社は計画の縮小案を提出して、計画を縮小するのであれば融資証明書で約束していた条件での長期融資を前向きに検討するとしていたが、X会社は計画を縮小することができず、他の銀行からの資金調達もできず、計画を断念したため、民法709条、715条に基づく損害賠償請求をした事案。

判決は、融資交渉中であっても、企業と銀行とが融資金額、弁済期、借入期間、利率、担保の目的物及び担保権の種類並びに保証人等の貸出条件について具体的な合意に達し、銀行が融資証明書を発行して融資する旨の明確な約束をした後に、融資契約が破棄された場合に、企業が損害を被ることを知り又は知りうるべきであるにもかかわらず、銀行が一方的に融資約束を破棄したときには、約束を破棄することに取引上是認するに足りる正当な事由がない限り、銀行は民法709条、715条に基づく損害賠償責任を負うとした。

損害額として、工場用地の買受代金と買戻代金との差額及び税金・印紙代等4,439万1,420円については60%の過失相殺をし、また既工事代金及び安全対策措置費用計1億5,377万5,000円については90%の過失相殺をするとした。なお、1審において認められたX社代表者に対する慰謝料（50

(論 説)

万円)については、認めなかった。

本件では、④と異なり、金融機関の不法行為責任を認めたものとして注目される。融資契約の成立は認めていないが、融資交渉がかなり進展した段階にあり、しかもある程度の合意もできていた点からは、④と同様の状況にあったといえよう。その意味では、④においても、金融機関の不法行為責任が問題とされうるのであろうが、④において、Y銀行員は手形割引銀行からの照介に対して、事実を告げていることにはまちがいはないのであるから、この点をとらえて不法行為が成立するというのには抵抗を感じる。

四 結語

金融機関の融資に関する責任については、④判決のように、やや拡大されている場合もあるが、それは金融取引に特有の手続の流れや書面の作成などによるものであるように思われ、金融機関に過度の責任を課そうとするものではない。

今後、さらに様々な金融取引の形態が生じるであろうが、

第一に、融資契約成立前後においては、手続きの履行を確実にし、決済権者を明らかにしておくことで、融資申込者に誤解を与えないようにすることが重要であること、

第二に、融資金額、条件、弁済期等について合意がなされた段階では、融資申込者の期待も大きいことから、契約の破棄にはより重い責任が課さ

れること

が指摘できよう。

注

- 1) コモンロー上の法理としては、breach of contract（契約違反）、breach of fiduciary duty（信託義務違反）、alter ego liability（分身法理）、fraud（詐欺）、duress（強迫）、interference torts（介入的不法行為）、defamation（名誉毀損）、negligence（過失による不法行為）、prima facie tort（一見して明白な不法行為）などがある。また、制定法としては、CERCLA（Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act（1986）、統一環境補償責任法）、RICO（Racketeer Influence and Corrupt Organizations Act（1970）、組織規制犯罪法）、などがある。Helen Davis Chaitman, *The Law of Lender Liability*（1990）。
- 2) 主なものとして、ナンシー・ヤング＝ヴィクター・C・ブッシュ「レンダー・ライアビリティ（融資者責任）とは何か（上）（中）（下）」NBL 479号12頁、480号46頁、481号44頁（1991）。ナンシー・ヤング＝ウィリアム・テニス「米国におけるレンダー・ライアビリティ法理のその後の発展」NBL 507号4頁（1992）。ブルース・A・オートワイン＝松岡宏明「米国の貸付者責任に関する判例動向」金法1314号4頁（1992）。斎藤治「金融機関の法的責任論の新展開」金融研究12巻2号53頁（1993）。花神豊「米国環境法におけるレンダー・ライアビリティをめぐる最近の動向」NBL 545号6頁（1994）。小林秀之＝河村基予「レンダー・ライアビリティをめぐる近時の動向と今後の展望（上）（下）」金法1405号6頁、1406号30頁（1994）など。
- 3) 金融機関には、中央銀行としての日本銀行、民間金融機関、政府系金融機関があり、民間金融機関には、普通銀行、外国為替専門銀行、信用金庫、農林漁業金融機関（協同組合及びその連合会）、保険会社や証券会社、住宅金融会社などがある。椿寿夫＝西尾信一「金融取引の法律相談（法律相談シリーズ20）」4頁（1987）。本稿では、銀行および信用金庫等を念頭においている。
- 4) 我妻栄「債権各論（中）」354頁（1957）。
- 5) この点、金融機関が参入規制の行われている業種であることから、独占的ないし公益的企業における契約の締結強制の趣旨を応用し、融資契約締結の拒否

〔論 説〕

を制限する解釈は理論上ありうるであろうし、また消費者保護という観点から、契約の締結強制の理論を金融機関に応用していく考え方も可能ではあるとする指摘がある（前掲、斎藤75頁）。もっとも、この指摘においても、公共性があるとされるとはいえ、基本的には営利を目的とする民間金融機関が、回収の見込みが全くない者にまで融資契約締結を強制するわけではなからう。

- 6) 契約締結上の過失については、その法的根拠や成立範囲について、議論が分かれているが、ここでは一応、争いがあることを指摘するにとどめる。大西武士「融資準備段階における契約上の過失」金法1281号2頁（1991）、長谷川俊明「融資契約の締結・準備段階における銀行の責任が問われ始めている」金財1994年6月13日号等参照。
- 7) 金法1407号6頁以下、「特集・金融取引と説明義務」（1995）、福島良治「デリバティブ取引の説明義務（上）（下）」金法1444号36頁、1445号32頁（1996）等参照。
- 8) 担保適正評価義務とは、金融機関が融資をするに際し、与信の相手方に対して担保を適正に評価しなければならない義務をいう。長尾治助「金融機関の担保適正評価義務」ジュリスト994号（1992）。この点につき、担保適正評価は、本来は金融機関自身のリスク軽減を目的として、すなわち金融機関自身のために行われるものであるから、これを借手に対する義務と捉えるのには無理があること、この義務の根拠として挙げられる公共性の概念それ自体が曖昧であること、さらに経済的・社会的観点から考察して、金融機関にこのような法的義務を認めるのは妥当ではないとする見解がある。斎藤・前掲77頁以下。
- 9) 金融機関の行為につき、独禁法の適用が問題となる事例は、多岐に亘り、本稿では取り上げない。
- 10) 金融機関の不法行為につき、最も詳細に分析しているのは、國井和郎「銀行取引上の損害と銀行の責任（その1）～（その7）」金法1140号12頁、1146号22頁、1153号46頁、1156号20頁、1166号20頁、1182号26頁、1185号15頁（1986～88）、特に（その5）以下である。國井論文は、銀行の責任を一個の独立した責任類型として捉えられないかという視点から、多岐に亘る銀行取引につき、判例を加えて検討している。

（博士後期課程）